平成２９年（フ）第９号
茨城県北茨城市華川町下小津田446番地
債務者　鈴木　優子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　大作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３６号
埼玉県越谷市神明町２丁目364番地　美鈴ハイツ101、旧住所埼玉県越谷市北越谷４丁目３番３号　第三鳥敬ビル１Ｆ
債務者　竹田　真司
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
堺市南区赤坂台５丁９番12号
債務者　北野　國博
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
埼玉県行田市大字埼玉3612番地３
債務者　大塚　光義（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１８０号
京都市下京区七条通烏丸東入真苧屋町218番地　烏丸マンション406号、前住所京都市中京区錦小路通高倉西入西魚屋町607番地　ＦＯＲＵＭ四条烏丸505号室
債務者　竹下祐史郎
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤進一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町郡1096番地２　第２ファミーユナカハラ201
債務者　川添有己良
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園田　大吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
大阪府守口市大枝西町16番３号
債務者　上田三共社こと　上田　英治
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６号
愛知県豊田市日之出町２丁目６番地１　ソシエール日之出302号
債務者　立松　　卓
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
長崎県長崎市稲佐町38番29号
債務者　入江須美子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
石川県加賀市潮津町ロ４丁目１－１　メゾンサンパレス301号、住民票上の住所大阪市旭区新森６丁目３番33号
債務者　ハワイアンココナこと　橋本　典一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　敦雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
埼玉県所沢市大字久米1823番地の41
債務者　石垣くに子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２０３号
札幌市豊平区平岸５条７丁目７番12―302号
債務者　岡村　俊美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２８号
札幌市北区麻生町２丁目１番29号　ダイヤコート麻生101号
債務者　太田新太郎
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３３号
札幌市中央区南５条西８丁目３番地１　ベルファース南５条1201号
債務者　大澤萌々子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
札幌市清田区里塚１条４丁目７番２―503号
債務者　後藤　直美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
札幌市東区北17条東17丁目１番12号　グランステージ北17条103号
債務者　平野　　哲
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
札幌市清田区美しが丘１条５丁目１番30号　アイケアホーム美しが丘213号
債務者　相澤　辰男
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部